

別紙 2

令和 5 年 9 月 1 日

医療課長 様

鎌倉保健福祉事務所長

病院等の開設等に係る事前協議について（回答）

令和 5 年 7 月 31 日付で照会のありました標記の件について、第 1 回三浦半島地区保健医療福祉推進会議における意見聴取の結果を別紙のとおり回答します。

問合せ先
企画調整課 半澤・小笠原
電話 0467-24-3900（内 221）

病院等の開設等に係る事前協議について（結果）

1 事前協議について

令和5年度は、既存病床数が基準病床数を下回る209床について、病院等の開設に係る事前協議を実施する。

2 公募条件は、次のとおりとする。

(1) 病床機能区分は、回復期を担うもの（表）とする。

（表）

病床機能	診療報酬上の入院料等
回復期 機 能	<ul style="list-style-type: none"> ・回復期リハビリテーション病棟入院料 ・地域包括ケア病棟入院料 又は 地域包括ケア入院医療管理料

(2) 横須賀・三浦二次医療圏の既存の医療機関の増床を優先とする。

(3) 配分に当たっての考え方など

- ・病院等の開設等に関する指導要綱の事前協議の申出要件を満たしていること。
- ・原則として、開設等許可後 10 年間は、配分を受けたときの病床機能と病床数を維持すること。
- ・10 年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。